

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1. 本市における戦争遺跡について 【質問趣旨】 今年は戦後 80 年であり、戦争体験者の高齢化が進み、悲惨な体験をいかに後世に継承していくかが喫緊の課題となっている。 そのなかで、戦争遺跡を史跡や文化財として保存し、平和のために「戦争」を語り継ぐ活動に生かす取り組みも重要である。 戦争遺跡は、主に 1894 年開戦の日清戦争前後から 1945 年のアジア・太平洋戦争終結頃までの旧日本軍の司令部跡や壕などの軍事施設や軍需工場の跡、戦争で被害を受けた建物などを指し、日本国内に約 3 万ヶ所あるといわれている。 「戦争遺跡保存全国ネットワーク」など、各地の平和や	(1) 本市における戦争遺跡の現状と認識について伺う。	① 愛知県では県内の戦争遺跡について、適切な保存・継承に向け対応を検討していくための基礎調査を、市町村の協力のもと 2023 年 11 月から 2024 年 2 月まで実施した。この調査は本市ではどのように行われたのか伺う。 ② 2006 年に刊行された『愛知県史別編 文化財 1 建造物・史跡』には本市に残る戦争遺跡として 6 箇所掲載されているが、これらの現状について本市はどう把握をしているか伺う。 ③ 上水野町の愛知航空機(株)瀬戸工場跡については、『瀬戸市史』や副読本『あたらしい瀬戸』にも掲載されている。『瀬戸市史』には「こうした遺跡の保存とそのもつ意味を解明していくことは、今日のわれわれが後世に歴史を伝えていく上で果たしていかなければならない責務である」と記述されている。現在、保存会が結成されて保存活動が行われているが、崩落や陥没などもあり荒廃が進んでいる箇所もある。市として今後どのように保存・継承を考えているのか伺う。 ④ 本市における戦争遺跡のうち、法雲寺の陶製梵鐘については瀬戸市指定有形文化財になっている。瀬戸工場跡についても指定を行うべきと考えるが見解を伺う。 ⑤ 瀬戸蔵ミュージアムでは常設で戦時中に作成された陶製の代用品や陶貨などを展示している。戦争遺跡の紹介や戦争の記憶を伝える企画展も行っていくべきと考えるが見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
歴史教育にかかわる団体などの保存を求める運動が広がっているが、国と地方自治体によって保護されているのは約 200 カ所、継承の弱まりや施設の老朽化、再開発などによって姿を消してしまう例も少なく、遺品の散逸も心配されている。 戦争遺跡は本市にも存在するものであり、地域に残る戦争の傷痕をとどめ、戦争を繰り返さないための「財産」にしていく取り組みが大切であると考え質問する。		⑥ 今年、総人口に占める戦後生まれの割合が約 9 割となり、戦争体験などの記憶の継承が課題となっている。本市では 1995 年、戦後 50 年の年に記念事業を実施し、『終戦 50 周年記念文集』も作成している。こうした文集をはじめ、市内の戦争遺跡の状況や戦時下の暮らしの実態を伝えるよう後世に継承していく必要があると考えるが見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2. 産廃処分場計画を問う (条例の観点から) 【質問趣旨】 瀬戸市山路町に建設が計画されている産業廃棄物最終処分場については、処理品目に水銀やアスベストなどが含まれ、水源・活断層からの近さ、崩壊土砂流出危険地区に位置することなどから住民から強い不安の声が上がっている。 本市には、県内の約 3 割の産廃処分場が集中しており、住民と事業者の間で紛争が発生していたことから、住民と事業者相互の合意形成を確保するため「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」(以下「条例」という)を 2002 年に制定した。この条例の制定が新たな産廃処分場建設の事実上の歯止めとなり、	(1) 市は事業者が条例の遵守を求めるべきである。	① 事業者は 10 月 11 日に瀬戸蔵で開催された追加説明会をもって「最後の説明会となる予定」と 9 月 2 日付でホームページに記載している。1 巡目の説明会は 9 月 14 日に本地連区で開催されたものが最後であり、その時点では 1 巡目の説明会はまだ終了していなかった。条例の第 10 条には「市長は、(中略) 説明会実施結果報告書が提出された場合において、さらに関係住民への周知が必要であると認めるときは、追加説明会の開催を指示することができる」とあり、追加説明会が開催される前の段階で「最後の説明会」と記載することは条例の趣旨に反すると考えるが見解を伺う。 ② このことについて、市として事業者には是正を求めたのか伺う。 ③ 条例第 15 条には「事業者は、当該事業計画書等又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない」とある。10 月 11 日の説明会では、事業予定地から猿投山北断層までの距離が 1,100 メートルから 550 メートルに訂正された。条例が定める「軽微な変更」ではなく、施設の安全性の根幹にかかわる重大な変更であると考え。そこで、市として条例に基づき事業計画書の変更を求めるべきと考えるが見解を伺う。 ④ 条例第 4 条では事業者は「関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち」、「市が行う施策に協力するよう努めなければならない」としている。この観点から市は事業者をどう見ているのか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
条例が制定されて以降は新たな産廃処分場は本市に建設されていない。 今回、事業者は条例に基づいて関係する各連区で説明会を開催してきたが、その中で「説明が不十分」だとして 2 巡目の説明会を求める声が住民から多く上がっている。 本市は県内の約 3 割もの産廃処分場を受け入れておりこれ以上本市に産廃処分場は必要ない考えるが、住民の約 4 割が自治会に加入していない現状では、そもそも産廃計画についてあまりよく知らない住民も多いのが実情である。 そこで、事業者に対しては条例の遵守を求める立場から、また市に対しては条例に基づき 2 巡目の説明会を開催するよう求めるべきと考え質問する。	(2) 市は事業者に 2 巡目の説明会開催を求めるべきである。	⑤ 市として、事業者が条例を遵守するよう強く求めていくべきと考えるが見解を伺う。 ① 現在、本市では 4 割の住民が自治会に未加入であり、説明会の案内は自治会経由で周知されるため、産廃計画そのものを知らない住民も多いと思われる。事業者の責任で周知徹底をしていくよう求めるべきと考えるが見解を伺う。 ② 現時点で、2 巡目の説明会開催を希望している連区と希望していない連区があると聞いているが、その内訳を伺う。 ③ 住民への周知徹底を図るため 2 巡目の説明会開催を市として求めるべきと考えるが、市長の見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。